

経営改革プラン取組項目		過去の主な取組実績 (平成18～22年度)	平成23年度取組計画	
項目	内容		取組内容	実績
① 事務事業の見直し	<p>事業の採算性、業務の効率化、人件費の適正化等に取り組む。事業収益の確保と経費節減を図り、自立した安定的な経営を目指す。</p> <p>(1) 水稲及び松林の防除面積を拡大する。 無人ヘリによる防除の実施は、これまで2機で管内の水稲に限定していたが、平成18年度無人ヘリを4機導入した事で地域外の水稲防除も実施し、収入の確保を図る。また、国有林・市有林の松くい虫防除も当該作業資格を取得したことから実施していく。</p> <p>(2) 稲わら供給及び安定的な粗飼料確保等作業の実施を計画する。 畜産農家の国産粗飼料の自給率向上と所得向上を図るために、以下の作業を実施する。 ア. 収穫後の稲わらの集草・梱包・運搬作業 イ. 飼料作物の刈り取り作業 ウ. 堆肥散布作業 ・実施予定年度－22年度 ・作業時期－11月上旬～3月下旬</p> <p>(3) 野菜の栽培による販売収入を見込む。 農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。 ・22年度の栽培計画 ア. ラッキョウ(45a) イ. 早出しゴボウ(65a) ウ. イチゴ(5a) エ. 加工用米(120a)</p> <p>■参考：主な事業等の取り組むべき今後の方向性について 【農作業受託事業】 (1) 農作業受託作業強化のための有資格者の育成 (2) 農作業受託組合の育成 (3) 増加する水稲防除面積補助事業等の活用も踏まえ、無人ヘリ導入の検討を行う。</p> <p>【担い手等研修事業】 (1) ホームページへの掲載 (2) 県外からの受け入れ (3) 重点7品目の見直し 【農地保有合理化事業】 (1) 認定農業者へ遊休農地の集積 (2) 農地利用集積円滑化団体への移行 改正農地法が施行されたことにより、農業経営基盤強化法が一部改正され、農地保有合理化法人及び、公社が実施している農地保有合理化事業が廃止されるため、農地利用集積円滑化団体への移行申請を平成22年9月まで行う。</p> <p>【公益法人制度改革】 22年10月まで申請書の作成を行い、23年4月末まで、登記完了を行う。</p>	<p>(1)水稲及び松林防除 18年度:延べ1,549.7ha 19年度:延べ1,716.8ha (前年対比:10.7%増) 20年度:延べ1,830.9ha (前年対比:18.1%増) 21年度:延べ2,183.9ha (前年対比:19.3%増) 22年度:延べ2,495.6ha (前年対比:11.4%増) 松くい虫防除(国・市有林)を実施(22年度60ha)</p> <p>(2)稲わら供給及び安定的な粗飼料確保等作業 21年度5.6ha実施 22年度18.0ha 受託作業量を把握するため畜産農家に対するアンケート調査表の作成(20年度実施済)</p> <p>・ゴボウ・ヤマノ芋農家を中心に堆肥散布作業受託を実施(22年度2.5ha)</p> <p>(3)野菜販売 21年度実績:5,970千円 22年度実績:6,889千円</p>	<p>上期</p> <p>(1)水稲及び松林の防除面積を拡大する。 ①23年度中において、無人ヘリ1機を導入する事から、水稲共同防除面積の拡大を図る(県外防除も含む受託作業の実施)。 ②国有林・市有林の松林(寄田町)の松くい虫防除を実施する。</p> <p>(3)野菜の栽培による販売収入を見込む。 農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。 ①23年度の栽培計画 ア. ラッキョウ(60a)</p>	<p>(1)水稲及び松林の防除面積を拡大する。 ①防除面積拡大を図った。 (地区内 1,852ha 94.3% 111ha減) (地区外 890ha 167.3% 358ha増)</p> <p>②国有林・市有林の松林(寄田町)の松くい虫防除を実施する。 市有林・国有林の無人ヘリによる防除を実施と有資格者による地区外(南九州市)の松防除支援にも参加。 (防除実績 43ha)</p> <p>(3)野菜の栽培による販売収入を見込む。 ラッキョウ60a・ごぼう140a・水稲160aの栽培を公社直営で栽培し、収入確保に努めた。 (販売代金 6,800千円/3品目)</p>
		<p>下期</p> <p>(2)稲わら供給及び安定的な粗飼料確保作業の実施を計画する。 ①畜産農家の国産粗飼料の自給率向上と、所得向上を図るために、以下の作業を実施する。 ア. 収穫後の稲わらの集草・梱包・運搬作業 イ. 飼料作物の刈り取り作業 ウ. 堆肥散布作業</p> <p>(3)野菜の栽培による販売収入を見込む。 ①農業公社で借りた研修生実習用農地を活用して野菜を栽培し、北さつま農協を通じて販売することにより収入を確保する。 ②23年度の栽培計画 ア. 早出しゴボウ(120a) イ. イチゴ(5a) ウ. 加工用米(120a)</p>	<p>(2)稲わら供給及び安定的な粗飼料確保作業の実施した。 ア. 収穫後の稲わらの集草・梱包作業 131千円 イ. 飼料作物の刈り取り作業 1,862千円 ウ. 堆肥散布作業 412千円</p> <p>(3)野菜の栽培による販売収入を得た。 ①農業公社で借りた研修生実習用農地で研修生が栽培した野菜を、北さつま農協を通じて販売し収入を確保した。 (販売代金 2,288千円)</p>	

経営改革プラン 23年度計画

社団法人 薩摩川内市農業公社

経営改革プラン取組項目		過去の主な取組実績 (平成18～22年度)	平成23年度取組計画		
項目	内容		取組内容	実績	
② 組織体制の見直し	市の派遣職員体制が平成20年度で終了しプロパー職員のみ体制となった事で行政管轄課(農政課)との連絡・調整を強化する。	・21年度からプロパー職員だけの運営 ・行政管轄課(農政課)の公社担当職員を交えての週1回の業務打ち合わせの実施。(22年度) ・電子メールでの連絡・調整等の交換を実施(22年度)	上期	・行政所管課(農政課)との週1回の業務打ち合わせを実施する。 ・電子メールでの連絡・調整等を実施する。	・週1回の所管課(農政課)との業務打ち合わせ等を実施した。また、不足については、電子メールでの連絡・調整実施した。
			下期	・継続実施	・継続実施
③ 人事・給与制度の確立	(1) 職員の高齢化を防ぎ、活力ある組織維持のために、計画的な職員採用を実施する。 (2) 業態に応じた報酬体系や、能力・成果による報酬体系の見直しを行う。	(1) 市事業による産地畜産指導員指導員の雇用 県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用(6名)(21年度) 県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用(6名)(22年度)	上期	・県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用を進める。	・県雇用促進事業及び市雇用促進事業での雇用を8名行った。
			下期	・上期成果目標の達成状況に応じ実施する。	・継続実施 ・高齢者の退職により、若年者職員を採用し、後継者育成を行った。
④ 経営状況等の点検、評価	(1) 専門家による経営診断 公認会計士や監査法人等の専門家に経営状況を点検評価してもらい、経営診断を受けることで、経営の改善を図る。 (2) 成果目標の設定 毎年度各事業について成果目標の設定と農家へのアンケート調査を実施し、農家のニーズを反映させる事業の取組みを検討する。	(1) 専門家による経営診断 ①公認会計士や監査法人等の専門家による経営診断	上期	・公認会計士事務所との契約を締結する。	・公認会計士事務所との契約を締結する。 消費税申告・公益法人移行申請と県の指導で行ったが、今後会計システムも替わるので、会計事務所等との経営指導を早急に検討する。 ・四半期毎の実績検討会を実施し、経営状況把握に努めた。
			下期	・継続実施	・継続実施
⑤ 情報の公表と管理	(1) 事業内容や事業計画及び財務諸表の公表 市広報紙や農協広報紙、また薩摩川内市ホームページに事業内容や事業計画及び財務諸表の情報を掲載する。 (2) ホームページの開設 23年度までに、公社独自のホームページの開設を検討し、市民に対し情報提供を行う。 (3) 個人情報保護対策について 個人情報保護法に準じて、当農業公社が保有する個人情報の保護や適正な取得に努める。	(1) 公社の事業内容の変更記載	上期	・23年度中に実施する。	・公益法人移行により、情報公開が責務となる事から、24年度には是非実施する。
			下期	・継続実施	
上期 総括	項目①については、23年度は大規模経営1委託者が自主水稲防除としたため面積が若干減少したが、他生産者は年々高齢化に伴い増加傾向にあるので、効率的な防除実施のため、オペレータの技術向上に努め、松防除も今後継続していく。 項目②については、適時の報告手段として活用した。 項目③については、それぞれの事業で雇用した人材で、費用圧縮に努めた。 項目④については、24年度中に行う 項目⑤については、24年度中に実施する。				
下期 総括	項目①については、稲わら集草・公社直営による野菜等の栽培についても、今後継続していく。 項目②については、適時の報告手段として活用した。 項目③については、それぞれの事業で雇用した人材で、費用圧縮に努めた。 項目④については、24年度中に行う 項目⑤については、24年度中に実施する。				